

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十二月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ東川原

所在地 岡山市東川原字広下一八八ー一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市奉還町一丁目七ー七

代表者の氏名 理事長 三橋 幸夫

(2) 名称 有限会社マキノ企画

住所 岡山市東川原一八四ー三

代表者の氏名 代表取締役 牧野佳代子

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市奉還町一丁目七ー七

代表者の氏名 理事長 三橋 幸夫

(2) 名称 株式会社ベストヘルシー

住所 岡山市京橋町八ー五

代表者の氏名 代表取締役 加藤公仁子

(3) 名称 株式会社岡山木村屋

住所 岡山市桑田町三ー三〇

代表者の氏名 代表取締役 梶谷 博則

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年八月四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百三十八・八六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 七十一台

(2) 駐輪場の収容台数 五十五台

(3) 荷さばき施設の面積 百十八・七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十五・五三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- ア 生活協同組合おかやまコープ 午前七時
- イ 株式会社ベストヘルシー 午前九時三十分
- ウ 株式会社岡山木村屋 午前六時三十分

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

- ア 生活協同組合おかやまコープ 午後十一時
- イ 株式会社ベストヘルシー 午後十時
- ウ 株式会社岡山木村屋 午後八時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十二時まで（ただし、一部は午前六時から午後十時まで）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 六箇所

（ただし、出入口①、②及び③については、午後十時から翌午前六時まで閉鎖する。）

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯午前六時から午後四時まで

二 届出年月日

平成十九年十二月三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課